

金銭回収のための 弁護士会照会活用法

弁護士 谷山 智光

1 金銭の回収は容易ではない。

弁護士に依頼される方にとっては意外に思われるかもしれないが、売買代金、貸金、損害賠償金などの金銭を回収することは実は容易ではない。支払わない相手方に裁判を起こして、「被告は、原告に対し、金100万円を支払え。」という判決を得ても（これは、証拠さえ揃っていれば、特別難しいことではない。）、それにより被告から当然に金銭が支払われるとは限らない。それでもなお支払わない被告は残念ながらいるし、判決を言い渡した裁判所が被告から金銭を徴収して、原告に支払ってくれるというものでもない。

判決が確定すれば、強制執行として債務者の不動産、動産、預金、給与などを差し押さえることができるが、これも裁判所が債務者の財産を見つけだして差し押さえてくれるというものではない。債権者が債務者の財産を見つけだし、それを特定して裁判所に差し押さえを求める必要がある。しかしながら、債務者の財産を見つけだすのは容易ではない。債務者の住所地の不動産登記を見ても、賃貸物件であったり他の親族名義であったりなど債務者の所有でない場合もあるし、債務者が住所地以外の場所に不動産を所有しているか、所有しているとしてどこに存在するかは通常知りえない。給与についても、債務者が現在どこで働き給与を得ているかを知っている場合の方が少ないであろう。預金についても、どの金融機関に債務者の預金があるかは通常は知りえないし、加えて実務上は預金の差し押さえにあたって、支店まで特定する必要があるとされている。すなわち、債務者の住所地に近いA銀行a支店には預金口座はなかったが、住所地から離れたA銀行b支店には預金口座があったという場合に、A銀行a支店と特定してした預金の差し押さえは不奏功ということになる（この場合に、A銀行b支店の預金も差し押さえられるわけではない。）。

2 弁護士会照会の活用法

(1) 弁護士会照会とは

このような中で、債権者が債務者の財産を見つけだす方法として、弁護士会照会の活用が考えられ

る。弁護士会照会とは、弁護士法によって認められた制度であり（23条の2。そのため、「23条照会」と呼ばれることもある。）、弁護士が、受任している事件について、所属弁護士会を通じて公務所又は公私の団体に照会するものである。法律で認められた制度であり、弁護士会照会には回答義務があると解されている（但し、回答を拒否されるケースもないわけではない。）。弁護士会照会を発出するのは、あくまで弁護士会であり、個々の弁護士ではない。弁護士会では、弁護士からの申し出について、必要性和相当性を審査し、適当と認めた場合のみ照会を発出する。私も京都弁護士会の副会長や照会審査室の室員として、かかる審査に携わった経験があるが、必要性・相当性は厳しく審査されている。場合によっては補正を求めたり、照会事項の撤回を求めたりする場合もある（この点、以下で述べる必要性・相当性に関する考えは私見であり、京都弁護士会の見解ではない。）。なお、弁護士会照会は有料であるため（京都弁護士会の場合は、1件あたり税別4700円。その他、郵便料金等も必要となる。）、費用対効果の観点から、いくらでも弁護士会照会をできるというものでもないであろう。

以下、照会の端緒にアクセスしやすく、比較的回答が得られやすい方法を紹介する。

(2) 金融機関への照会

通常、人が社会生活を営む上で、どこかしの金融機関に預金口座を有していると思われる。そして、それは大手都市銀行やその者の住所地の大手地方銀行・信用金庫であることが多いのではないかと。そこで、大手都市銀行やその債務者の住所地の大手地方銀行・信用金庫に当該銀行等の全支店の債務者の預金口座の有無及び残高を照会することが考えられる。この点、このような弁護士会照会に応じないという一部の金融機関もあるが、多くの金融機関では、確定判決等の債務名義がある場合には、照会に応じている（8割以上の金融機関が応じているとの報告もある¹⁾。）。

もっとも、せっかく預金口座を見つけだしても、残高が数円しかないというケースも少なくない。そこで同口座の取引履歴を照会することが考えられる。取引履歴を確認すれば、定期的な入金のある無やその支払者を知ることができる可能性があり、定期的な入金がある頃に預金の差し押さえを行ったり、たとえば支払者である勤務先を見つけだして給与を差し押さえることも考えられる。もっとも、取引履

歴については、単なる預金口座の有無や残高とは異なり、プライバシーに属する度合いが高い。そのため、預金口座や残高の有無の照会には応じるが、取引履歴の照会には応じないという金融機関もある。残高が十分にある場合や他に強制執行ができる財産がある場合には、取引履歴を確認する必要性もない。したがって、残高が十分でないという事情や他に強制執行できる財産が見当たらないという事情があってはじめて取引履歴を照会する必要性・相当性が充たされると考える。また、取引履歴の照会をする場合も期間は通常は1年程度に限られると考える。

なお、令和2年4月1日より民事執行法に基づく第三者からの情報取得手続という制度も始まっているが(これについては、御池ライブラリー第50号25頁参照。)、利用にあたっての要件もあるし、対象が限られているので、弁護士会照会の有用性がなくなるものではない。

(3) 携帯電話会社への照会

債務者の携帯電話番号を知っている場合には(交通事故の場合は、交通事故証明書に記載されていることが多い。)、当該携帯電話会社に利用料金の支払い方法を照会することが考えられる。金融機関の口座からの引き落としの場合は、当該口座の預金を差し押さえることが考えられる(上記(2)のとおり、同口座の残高や取引履歴を照会することも考えられる。)。クレジットカード払いの場合は、下記(4)で述べるとおり、クレジットカード会社に利用料金の引き落とし口座を照会することが考えられる。但し、携帯電話が第三者名義である場合には、これらの情報は使えないし、本人名義でも請求書払いにしている場合には、これらの情報は得られない。

(4) クレジットカード会社への照会

上記(3)の照会等でクレジットカードの利用が判明した場合には、クレジットカード会社に当該クレジットカードの利用代金の引き落とし口座を照会することが考えられる(そして上記(2)へ。)

(5) その他

私が経験したケースとして、自動車検査証上の所有者名義がローン会社であったことから(交通事故証明書には自動車の登録番号が記載されており、この登録番号から弁護士会照会によって自動車検査証の内容を確認することができる。)、当該会社にローンの支払方法を照会し、そこから引き落とし口座にたどり着いたというケースがある(そして上記(2)へ。)

方法は他にも考えられるであろう。わずかな端緒から想像力を働かせて、弁護士会照会を駆使し、有益な情報にたどりつくのは、弁護士の腕の見せどころともいえる。

- 1 佐藤三郎「弁護士会照会の活用のしかたと注意点」日本弁護士連合会編『平成30年度研修版日弁連研修叢書現代法律実務の諸問題』853頁(第一法規株式会社、2019年)